

いじめ防止対策委員会規程

鹿児島市立東桜島小学校

(設置)

第1条 深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの防止と解決のための総合的な対策の推進を図るため、東桜島小学校いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- 1 いじめ問題の総合的対策の基本方針の策定に関すること
- 2 いじめの実態把握に関すること
- 3 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること
- 4 その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 1 委員長は校長、副委員長はPTA会長をもって充てる。
- 2 委員は、PTA会長、学校評議員代表、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教諭、養護教諭をもって充てる。
- 3 対策委員会は、委員長が招集し主宰する。

(対策委員会の開催)

第4条 対策委員会は、必要な場合に開催する。

(事務局)

第5条 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するために事務局を置く。

- 1 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
- 2 事務局長は、生徒指導主任をもって充てる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めた場合に、対策委員会に地域の方や関係諸機関の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。

付則 この規程は、平成26年12月19日から施行する。